

「令和3年度安定就労に向けた人材育成業務」に係る企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、宮城県（以下「県」という。）が実施する令和3年度安定就労に向けた人材育成業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、優れた提案及び能力を有し、最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

令和3年度安定就労に向けた人材育成業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和3年9月30日まで

(3) 業務内容等

別紙仕様書のとおり。

※業務の実施に関して、委託候補者の企画提案等の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と委託候補者で協議の上、決定する。また、実際の業務内容や進め方については、逐次県と協議して決定する。

(4) 事業費（委託上限額）

4,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを確約するものではない。

※消費税及び地方消費税については10%相当額で計上するものとする。

3 企画提案に応募できる事業者

プロポーザルへの参加を申し込む者（以下「参加申込者」という。）は、次の全ての資格要件に該当する者とする。

- (1) 宮城県に活動拠点（本社又は営業所等）を有し、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）各号に該当する者でないこと。
- (3) 「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」第3条に基づく資格制限を受けていない者であること。
- (4) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと。

4 企画提案に関する審査・候補者選定

(1) スケジュール

イ 企画提案募集の公告 （出納局契約課及び経済商工観光部産業人材対策課ホームページ上で公告する。）	令和3年4月7日（水）
ロ 業務に関する質問受付（電子メールのみ）	令和3年4月8日（木）から 令和3年4月13日（火）17時まで
ハ 質問に対する回答	令和3年4月16日（金）
ニ 事業の企画提案書の提出締切日	令和3年4月30日（金）17時（必着）

ホ 第一次審査（応募者が4者を超えた場合）	令和3年5月6日（木）
へ 第一次審査の結果通知（応募者が4者を超えた場合）	令和3年5月7日（金）
ト 企画提案書プレゼンテーション実施（予定）	令和3年5月11日（火）
チ 選定事業者及び落選事業者の発表（予定）	令和3年5月12日（水）
リ 契約締結（予定）	令和3年5月中旬

(2) 業務に関する質問受付及び回答

本事業に関する質問については、次により質問書（様式第1号）を提出すること。

なお、口頭及び電話による質問については受付しない。

イ 受付期間	令和3年4月7日（水）から 令和3年4月13日（火）17時まで
ロ 提出先	宮城県経済商工観光部産業人材対策課企画班
ハ 提出方法	質問書（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出 電子メールアドレス sanzinp@pref.miyagi.lg.jp
ニ 回答方法	受付期間内に到着した質問に対する回答は、令和3年4月16日（金）までに本県公式ウェブサイトの産業人材対策課のホームページにおいて公表する。 ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

(3) 企画提案書の提出

イ 提出期限	令和3年4月30日（金）17時必着
ロ 提出方法	持参又は郵送
ハ 提出先	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎 14階（北側）宮城県経済商工観光部産業人材対策課企画班
ニ 提出書類	イ 企画提案届出書（様式第2号）1部 ロ 企画提案書 10部 （イ）規格はA4判とする （ロ）表紙を付け、表紙には提案事業者の名称を記載すること （ハ）目次を付け、各ページに通し番号を付すること （ニ）片面印刷で20ページ以内とすること。なお、表紙及び目次はページ数に含まない ハ 企画提案募集案件に係る宣誓書（様式第3号）1部 ニ 事業経費参考内訳書（任意様式）1部
ホ 提出後の変更等	提出された書類については、提出後の訂正、差し替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は、一切返却しない。
へ 失格事由	次のいずれかに該当する場合は、失格とする。 イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合 ロ 本募集要領に従っていない場合 ハ 4（7）に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合 ニ 同一の団体等が、2つ以上の企画提案書を提出した場合 ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合 へ 次に該当する場合 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

ト その他	イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること ロ 企画提案書の再提出は、認めない ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案書受付後、提案内容について説明を求めることがある
-------	--

(4) 契約相手方の決定

応募のあった事業の企画提案書を、令和3年度安定就労に向けた人材育成業務に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効率的かつ効果的な企画を提案した事業者1者を契約予定者として選定する。

ただし、評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に達する企画提案者がいない場合は、契約予定者を選定せず、再度スケジュールを設定の上、募集手続きを行うものとする。また、評価の結果、各委員が採点した得点の総計が同点の企画提案者が複数いる場合は、委員間の協議により契約予定者を選定する。

(5) 審査項目及び配点

委託業務内容に即した以下の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

審査項目	評価事項	配点
業務実施方針	・業務目的及び業務内容、各業務項目の特性を十分に理解し、的確な業務手順が示されているか。	10
現状・課題分析	・業務の実施方針を踏まえた現状や課題分析が適切に行われているか。	10
業務内容に関する提案	・業務内容が適切かつ具体的で、実現可能な提案となっているか。	10
	・非正規雇用者の実態把握に向けて、的確な聞き取り調査等の手法・対象・実施手順が示されているか。	10
	・安定雇用への転換に向けた人材育成について、有用な分析・整理が期待できるか。	10
	・不安定就労の実態や課題認識等を適切に踏まえ、効果的かつ効率的な施策提案が期待できるか。	20
独自の取組	・独自の取組について提案があり、その内容が本業務の効果等を一層向上させることが期待できるか	10
業務実績・経験	・本業務にふさわしい業務実績があるか。	10
業務実施体制等	・業務を実施する上で、必要な組織、人員、体制は整っているか。また、本業務の遂行に必要な情報や協力者等のネットワークを有しているか。	10
	合計評価点	100

(6) 企画提案者が4者を超えた場合の第一次審査及び結果通知

本事業に企画提案しようとする事業者が4者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち「令和3年度安定就労に向けた人材育成業務公募型プロポーザル方式等選定委員会設置要領」（以下「選定委員会設置要領」という。）に基づき企画提案書の第一次審査を行い、上位4者の企画提案書を選定する。

イ 第一次審査の実施日

令和3年5月6日（木）

ロ 第一次審査の実施方法

選定委員会が評価項目及び配点表に基づいて審査し、総合評価の結果、上位4者を選定する。

ハ 第一次審査の結果通知

審査終了後は令和3年5月7日（金）に全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

(7) 企画提案者のプレゼンテーションの実施

事前に提出された企画提案書に基づき、選定委員会設置要領に定める選定委員に対し、プレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションは提出者ごとに行い、総合的に評価する。

イ プレゼンテーション実施日（予定）

令和3年5月11日（火）※開始時間は別途通知する。

ロ 実施会場

宮城県庁内会議室（仙台市青葉区本町三丁目8番1号）※詳細は別途通知にて案内する。

ハ 実施方法

(イ) 出席者は、1事業者につき3名以内とする。

(ロ) 1事業者当たりの持ち時間は30分以内（説明20分、質疑応答10分）とし、県から指示した時間で順次、個別に行うものとする。

(ハ) プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書に基づいて行うこととし、プロジェクター及びパソコン等の外部機器の持ち込み並びに当日の追加資料の配布、資料の差し替え等は認めない。

(ニ) 審査結果の通知

企画提案書及びプレゼンテーションにより、あらかじめ定めた評価基準に基づいて各選定委員が審査を行い、各選定委員が採点した得点の総計最上位の1事業者を選定し、選定された事業者には決定通知を、落選した事業者には落選通知を書面にて通知することとし、選定結果については、後日宮城県経済商工観光部産業人材対策課ホームページにて公表する。

なお、選定理由に関する質問には応じない。

(8) 応募者が1者又はない場合の取り扱い

(イ) 応募者が1者の場合

4(7)によりプレゼンテーションを実施し、選定された事業者を契約予定者とする。

(ロ) 応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

5 委託契約の締結について

原則として、選定委員会で選定された事業者を契約予定者として、本委託業務を委託するものとする。県は、選定した契約予定者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結するものとする。

なお、選定された事業者が業務委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を契約予定者として、業務委託契約を締結するものとする。

また、委託業務の実施に関しては、契約予定者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、実際の業務内容や進め方については、随時県と協議して決定する。

6 注意事項

(1) 企画提案に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

(2) 県と契約予定者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議の上、決定するものとする。

なお、協議が整わない場合は、契約予定者を変更することがある。

(3) 企画提案の応募者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。

(4) 委託業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上、県がやむを得ないと認めたときは、この限りではないものとする。

(5) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合等、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することがある。

7 問い合わせ先及び書類提出先

宮城県経済商工観光部産業人材対策課企画班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
電話：022-211-2764
メールアドレス：sanzinp@pref.miyagi.lg.jp